中小企業ごそ知的財産制度の有効活用を!



はじめに

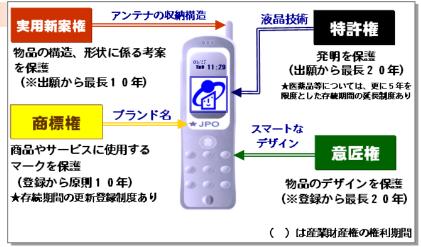
知的財産権というと、「大企業や研究所のもの、自分とは関係ない」と思われがちですが、むしろ中小企業こそ、この制度を上手く活用することが成長発展のために必要です。あのソニーやホンダ、京セラなど多くの大企業が、名も知れぬ町工場だったころから、特許等の知的財産権を大切にし、これを一つの経営の武器として今のような世界的企業に成長したのは有名な話です。キラリと光る技術があれば、今は小さな企業でも、将来高収益体質の大企業に成長できるチャンスがあります。もしなければ、今ある技術をベースにそのような技術を作り上げればよいのです。要はやる気と戦略です。特に経済の閉塞状態が長期間続いている日本において、知的財産の活用は新しい産業を生み、技術大国日本復活の起爆剤になるものと期待されています。

知的財産制度とは・・・

知的財産制度とは、一言でいえば「頭の中で考えだされた知的所産を保護する制度」です。

頭の中で考えだされた無形のいわゆる「知的所産」を財産権として保護するものです。まずは、その制度概要を携帯電話を例にとって説明すると、右図のようになります。

おおよそのイメージはこれでつかめたと思いますが、以下で詳細に説明します。



<特許庁ホームページより>

どのように経営に活かすか

で、出願から最長20年間独占排他的な権利が与えられ、年間33万件程度の出願があります。特許権が成立すると、日本国内において特許権者のみがその発明を実施することができ、これにより同業他社から類似品を出されることなく、収益を上げることができます。

特許として成立するには

- ① 新しいもの
- (2) 他人より先に出願したもの
- ③ 所定の書式を充たしたもの



などの条件が必要です。

意匠制度

意匠は、物品の斬新なデザインを保護するもので、登録から最長 20 年間独占権利が与えられます。携帯電話や車、家具、日用品等が対象になりますが、面白いところではパンなどの食品も特徴的な形態であれば登録になる可能性があります。

護するものです。企業を営んでいる以上、結構身近なものでありながら、その登録率はかなり低いと思われます。近年、ホームページによる営業活動が活発になったことから、商標権侵害の発見が容易となり、水面下で様々なトラブルが頻発しています。

例えば、商標登録をせずにホームページ等に会社名や商品名を掲載したところ、商標登録をした者から使用差し止めがされる場合などです。悪意であるか否かに関らず、商標権を侵害していた場合、長年使っているものであっても使用できなくなり、変更をしなければなりません。これは莫大な経済損失につながるだけでなく、長年にわたり培った企業の信用を失墜する原因ともなります。紛争予防のためにも商標登録は大変重要です。

実用新案制度

実用新案は特許と同じく技術的アイデアを保護するものですが、特許よりハードルが低く、構造的なものが対象になり材料や方法は対象外です。出願から 10 年の権利期間があります。

知的財産制度は「社会に役立つ優れた発明を産み出し、事業化するための優れた制度」であることがお分かりいただけたと思います。

さて、特許等の知的財産権を企業経営に活かす方法として以下のことが考えられます。

- 1 特許製品を独占的に製造販売して利益を上げる(値崩れ防止)。
 - → これは多くの企業がやっていることです。
- (2) 自社の技術力をアピールする。
 - → 特許で裏打ちされた自社の技術力を営業活動等でアピールできます。また銀行から融資を受けやすい条件になります。
- ③)他人に製造販売を任せ、ライセンス料収入を得る。
 - → これは今後さらに活発化すると思います。
- 4) 他社の特許を有効活用(ライセンス)し、製品化までの期間を大幅に短縮する。
 - → 日本の大企業では、頻繁に他社とクロスライセンスを行っていますが、日本の中小企業は他社の技術を取り入れるという 経験が浅いため、現在あまり活発ではありません。今後盛んになると思われます。

以上のような活用の形態がありますが、大企業はともかく特に中小企業において知的財産制度を活かすためには大きな課題が二つあります。

第一は、知的財産を産み出すこと。第二は、その財産を実際のビジネスに生かすことです。

第一の点について、多くの中小企業経営者の方が、「うちの会社には知的財産になるようなものはありませんよ」と良く言われます。弁理士としての20年の経験から「そんなことは無い、眠っているだけですよ。」と言うことができます。確かに、今目の前にある技術だけでは知的財産として成立しにくいものもあるでしょうが、それに少し手を加えることで立派に知的財産として成立し、ビジネスに活用できるものは多くあります。それに気付いていないケースが殆どです。

第二の点、これは相当厄介です。特に広いネットワークを持たない中小企業は販路開拓に苦戦します。折角良い技術を持ちながら、販路がないばかりにそれを上手く活かしきれないケースが多いようです。

私は、弁理士も特許等の出願をしているだけではなく、このような事業化の分野にも大いに進出していかなければならないと考えます。発明を産み、大きく育てるということこそが弁理士の最終的な使命だと言えます。そのため現在さまざまな試みを行っています。たとえば、国内外の様々なコンサルティング機関や海外ファンドとの提携などが例に挙げられます。 守秘義務の関係で具体的には申し上げられませんが、加藤特許事務所は日本が誇る技術として、すでにいくつかの技術を発信しています。今後このような活動をより活発化し、役立つネットワークを世界に広げ、特に中小企業の優れた技術の普及に邁進して参ります。



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号 博多駅前ビジネスセンター 411 号 TEL 092-413-5378 FAX 092-413-5383

